

# AM&T CHINA LEGAL UPDATE

---

## CONTENTS

### I 中国相談室

胡 絢静 中国弁護士

### II 中国法令アップデート

- 自家用自動車製品修理・交換・返品責任規定(国家品質監督検査検疫総局)
- 最高人民法院、最高人民検察院による労働報酬支払拒否刑事案件の審理の適用法律の若干問題に関する解釈
- 最高人民法院、最高人民検察院による汚職刑事事件の処理における法適用の若干問題に関する解釈(一)飲食サービス業管理弁法(第二次意見募集稿)(商務部)
- 全国人民代表大会常務委員会によるインターネット情報保護の強化に関する決定
- 増値税の試験地域において本店又は支店を有する納税者の増値税の計算納付暫定弁法(財政部、国家税務総局)

### III 中国万感

～お正月の禁忌～      ニューヨーク弁護士 安 然

## I 中国相談室



中国弁護士 胡 絢静

Q: 中国では、労務派遣に関する労働契約法の改正法が公布されたそうですが、中国の労務派遣制度の現状と今回の改正内容について教えてください。

労働契約法において労務派遣が国レベルの法律で規定されて以来ここ数年、全国の派遣労働者は急速に増えています。一部の中国メディアの報道によれば、労働契約法が施行された 2008 年 1 月 1 日までは約 2000 万人程度であった派遣労働者は、2010 年末には約 6000 万人を超え、全労働者に占める派遣労働者の割合は約 20%に達しています。労働契約法によれば、派遣労働者は、「臨時的」、「補助的」又は「代替的」な業務(持ち場)に限って使用できると規定されており、派遣労働者はあくまで正社員(勤務先企業と直接労働契約を締結する社員)の補充的な雇用形態との位置づけであるべきです。しかしながら、実務では派遣労働者の人数が正社員数を上回るケースもあるようです。特に、郵政、石油、金融機関、電信等の大型国有企業や政府内の事業単位における派遣労働者の割合が高いという報道があります。派遣労働者が増加していることの背景には、人件費の削減や労働契約法に基づき使用者に課される重い法的義務の負担を回避したいという使用者側の目的があると考えられます。

派遣労働者の増加に伴い、中国でも日本と同様に、派遣労働者と正社員の社会格差が拡大するという事態が生じています。賃金等の待遇面の格差が大きいことはもちろんですが、派遣労働者の社会保険料が納付されておらず、例えば労災発生時の治療費や休職中の賃金を労務派遣会社と派遣先会社のどちらにも負担してもらえないという事態も生じているようです。社会格差の問題が深刻化する中で、派遣労働者を取り巻く雇用環境を是正することは、中国政府の急務となりました。

こうした中、2012 年 12 月 28 日、労働契約法の改正法が正式に公布され、改正法は 2013 年 7 月 1 日から施行されます。今回の改正は、労働契約法の労務派遣に関する規定を詳細化、厳格化するものであり、主な改正点は次のとおりです。

### (1)「同一業務同一報酬」原則の適用の具体化

現行法においては、「派遣労働者は派遣先会社の従業員と同一業務同一報酬の権利を享受する」との原則規定(派遣労働者の権利としての規定)が置かれています。改正法においては、当該規定に加え、派遣先会社の義務として、派遣労働者に対し同一の業務に従事する従業員と同一の労働報酬分配方法を実施しなければならないことが新たに規定されました。もっとも、何をもって「同一」業務と判断するかは相当程度主観的にならざるを得ず、当該改正が実務に直ちに与える影響はそれほど大きくないと思われます。

### (2)「臨時的」、「補助的」、「代替的」業務に関する定義規定を明文化

現行法はこれらの三要件について定義を置いていないため、形骸化しているとの批判がありました。

改正法では、以下の定義規定が置かれています。

「臨時的業務」とは、存続期間が 6 ヶ月を超えない業務を指す。

「補助的業務」とは、主たる業務のためにサービスを提供する非主要業務を指す。

「代替的業務」とは、派遣先会社の労働者が休職、休暇などの理由で勤務していない一定の期間内に、他の労働者が代替できる業務を指す。

これにより、「臨時的業務」及び「代替的業務」の適用基準については一定程度明確になったといえますが、「補助的業務」の判断には、何を以て主要と判断するかという点でなお不明確な部分があり、今後の実務の運用を見極める必要があります。また、改正法においては、労務派遣労働者の人数が従業員全体に占める割合の上限については、国務院労働行政部門が別途定める旨の規定が置かれています。改正法の公布時点において、国務院労働行政部門から直ちに別途規定が公布される等の情報は伝わっていませんが、政府や同業他社の動向を注視していく必要があります。

(3) 労務派遣会社の設立条件を厳格化

労務派遣会社の設立にあたっては、事前に労働行政部門から行政許可(認可)を取得する必要があることが明記されました。また、最低登録資本金は、現行法では50万円(約720万円)であるところ、これが200万円(約2800万円)までに引き上げられました。

(4) 違法行為に対する処罰の厳格化

現行法では、労務派遣会社または派遣先会社による(労働契約法の)違反行為があった場合、労働行政部門が派遣労働者1名につき1千円から5千円までの過料を科することが規定されていますが、改正法はこれを派遣労働者1名につき5千円から1万円までに引き上げました。

以上

## II 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

### 最新中国法令の解説

#### <自動車>

##### 自家用自動車製品修理・交換・返品責任規定(国家品質監督検査検疫総局)

[ポイント] 自家用車に関する三包責任(修理、交換及び返品の責任)についての規定である。本規定は草案が2004年末に公表された後、2011年及び2012年の2回の意見募集を経て正式な規定が公表された。2012年の第2次意見募集稿から内容に大きな変更はなく(2012年2月14日付け法令調査報告書ご参照)、消費者が有償・無償での修理、交換及び返品を求めることができる条件が規定されている。本規則に定められているのは最低水準であり、製造者や販売者によって更に手厚い保証がなされる場合はその条件が適用される。

(2012年12月29日公布、2013年10月1日施行)(国家品質監督検査検疫総局令第150号)

[原文] [家用汽车产品修理、更换、退货责任规定](#)

#### <刑法>

##### 最高人民法院、最高人民検察院による労働報酬支払拒否刑事案件の審理の適用法律の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本司法解釈は、刑法第276条の1の労働報酬支払拒否罪(2011年刑法改正で追加された。2011年3月9日付け法令調査報告書ご参照)に関するものである。本解釈では、本罪の対象となる「労働報酬」に、給与やボーナス、残業手当などが含まれることが明らかにされたほか、「重大な結果」が生じておらず、刑事立案前に労働報酬を支払い、法令の定める賠償責任を負担したときは、犯罪と認定しないことができることなどが定められている。

(2013年1月16日公布、同月23日施行)(法釈[2013]第3号)

[原文] [最高人民法院关于审理拒不支付劳动报酬刑事案件适用法律若干问题的解释](#)

##### 最高人民法院、最高人民検察院による汚職刑事事件の処理における法適用の若干問題に関する解釈(一)

[ポイント] 本司法解釈は、職権濫用、秘密漏洩等の職権濫用に関する犯罪について、量刑の基準や法令の適用関係について解釈を行うものである。食品・薬品に関する監督機関の職権濫用に対して厳しく対処する旨が特に明記されており、人民法院及び検察院がこれらの問題を重視していることが窺える。

(2012年12月7日公布、2013年1月9日施行)(法釈[2012]第18号)

[原文] [最高人民法院、最高人民検察院关于办理渎职刑事案件适用法律若干问题的解释\(一\)](#)

### <インターネット>

#### 全国人民代表大会常務委員会によるインターネット情報保護の強化に関する決定

[ポイント] 本決定は、インターネット上の情報の保護に関して定めたものである。本弁法ではインターネットサービスプロバイダーがユーザーのためインターネット接続サービスや情報配信サービス(ブログなどもこれらのサービスに含まれるものとされる。)を提供する際にユーザーの真実の身分情報を確認すべきことなどを定めている。また、全ての単位及び個人の義務として、相手方の同意を得ずに電話、携帯電話、個人のメールアドレスに対してビジネスメールを送信することや、電子個人情報の不正な取得・販売を禁止しているなど、個人情報の保護に関する規定も見られる点も言及されており、販売業など多数の個人情報を扱う現地法人においても、個人情報の取り扱いには注意する必要があるものと思われる。本決定に対する違反として、過料(金額は明示されていない。)、許可証の剥奪、届出の取り消し、ウェブサイトの閉鎖などの処罰を行うことが予定されている。

(2012年12月28日公布、施行)

[原文] 全国人民代表大会常務委員会关于加强网络信息保护的決定

### <増値税改革>

#### 増値税の試験地域において本店又は支店を有する納税者の増値税の計算納付暫定弁法(財政部、国家税務総局)

[ポイント] 本弁法は、現代サービス業や運輸業について行われている営業税から増値税への試験的転換が行われている地域(北京市、上海市、江蘇省など)に本店を持つ法人が分公司(支店)を有する場合の転換対象業種について生じる増値税の算定方法などについて定めたものである。

(2012年12月31日公布、施行)(財税[2012]第84号)

[原文] 总分机构试点纳税人増値税計算繳納暫行办法



# 中国万感



## 【お正月の禁忌】

ニューヨーク州弁護士 安 然

日本では既に新年であるが、中国の新年はもうすぐである。「春節」と呼ばれる旧暦の新年は、旧暦の大晦日から約 1 週間が祝日とされ、新暦の新年より盛大に祝われる中国のもっとも重要な年中行事である。民間で代々伝えられてきた春節の禁忌(タブー)も、春節の一つの面白みである。

例えば、旧暦の大晦日や 1 月 1 日・2 日に、床を掃除したりゴミを出したりしてはいけないという禁忌がある。それは、床を掃除することは福を追い出すことを意味し、ゴミ出しは福を捨てることを意味するからである。中国の南方では、これは「福」より「富」を留めるためともされる。

旧暦の 1 月中に髪を切ることも多くの地方では禁忌と扱われる。これは髪を切ったら母親の男兄弟が死ぬためと言われている。その由来には諸説あるが、うち一つは、次のようなものである。清朝が中国を征服したばかりの頃、支配者である満州族が辮髪(頭髪の一部を残して剃りあげ、残りを伸ばして三編みにし後ろに垂らす髪型)を漢族に強制し、漢族の間に大きな反発が生じた。そこで一部の人は旧暦の 1 月中に髪を剃らないことにより、明の時代を懐かしんだ。そして、中国語の「思旧(昔を懐かしむ)」の発音が、「死舅(母の男兄弟が死ぬ)」に近いことから、いつの間にか「思旧」のために髪を剃らないことが「死舅」になってしまうから髪を剃ってはいけないことへと意味が変わってしまい、上のような言い伝えとなったと言われている。

他にも、春節に物を割ったときは必ず「歳歳平安」と言わなければならない(中国語の「歳」の発音は、「砕く」の「砕」と同音であるため。)、嫁いだ娘が実家で新年を迎えてはならないなど、春節には様々な禁忌がある。これらをただの迷信と言い、守らない人も多いが、全くなくなってしまうたら、年越しが少し味気ない物になってしまうようにも思える。

## ◆TOPICS◆

## 【論文・著書】

2012年12月26日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が執筆した記事が下記メールマガジンに掲載されました。

「中国ビジネス、最後の「退路」を携えて」

(【日経ビジネススクール】時事法務メルマガ <2012.12.26>)

2013年1月15日

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「チャイナリスクをどう捉えるかー投資仲裁から中小企業の「夜逃げ」まで」

(季刊 事業再生と債権管理 2013年1月5日号)

2013年1月15日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、アソシエイト、濱本浩平弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国独占禁止法に基づく企業結合届出審査の近時の遅滞と統計」

(国際商事法務法務 Vol41, No.1,2013)

2013年1月21日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、アソシエイト、石黒昭吉弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国現地法人「撤退」の法務(最終回)」

(ビジネス法務 2013年3月号)



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com)) 又は若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com)) までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com) までご連絡下さいませよう、お願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036  
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
泉ガーデンタワー38 階(総合受付)  
Tel: 03-6888-1000 (代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)



### 安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路 5 号  
北京發展大廈 809 室  
郵編 100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law2.com](mailto:beijing@amt-law2.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>